

盛岡広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年2月7日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 盛岡横手線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字西安庭第10地割字芦ヶ沢3番3地先から1番8地先まで	新	m 38.2～16.6	m 65.7
	旧	38.2～14.5	65.7

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成24年2月7日から同年3月7日まで

- 2（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 盛岡和賀線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市本宮字松幅100番1地先から下飯岡4地割295番地先まで	新	A m 49.0～8.5	m 3,260.2
盛岡市本宮字小幅9番1地先から下飯岡4地割295番地先まで		B 57.0～25.6	1,805.2
盛岡市下飯岡3地割245番地先から248番地先まで		C 25.7～15.4	51.1
盛岡市本宮字松幅100番1地先から下飯岡4地割295番地先まで	旧	A 49.0～8.5	3,260.2
盛岡市本宮字小幅9番1地先から下飯岡4地割295番地先まで		B 57.0～25.6	1,805.2

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成24年2月7日から同年3月7日まで

- 3（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 盛岡環状線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡滝沢村滝沢字野沢90番5地先から62番137地先まで	新	m 28.3～13.1	m 349.0
	旧	16.0～7.1	349.0

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成24年2月7日から同年3月7日まで